

## 企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正 2014 年（平成 26 年）5 月 16 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。なお、従来和暦による表記を行っていた箇所について、西暦による表記を追記する修正を行っているが、当該修正のみを行っている箇所は、本新旧対照表に含めていない。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準適用指針第 14 号</b> <b>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;"> <u>2007年（平成19年）</u> 3月14日            改正<u>2008年（平成20年）</u> 12月26日            改正<u>2009年（平成21年）</u> 3月27日            改正<u>2010年（平成22年）</u> 6月30日            改正<u>2011年（平成23年）</u> 3月25日            改正<u>2012年（平成24年）</u> 6月29日            改正<u>2014年（平成26年）</u> 5月16日  <u>最終改正2019年 7月 4日</u>            企業会計基準委員会         </p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 14 号</b> <b>四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">           平成19年 3月14日            改正平成20年12月26日            改正平成21年 3月27日            改正平成22年 6月30日            改正平成23年 3月25日            改正平成24年 6月29日  <u>最終改正平成26年 5月16日</u>            企業会計基準委員会         </p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本適用指針は、平成 30 年 2 月 16 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（平成 27 年 12 月 28 日公表）</u></li> <li>・ <u>企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」（平成 30 年 2 月 16 日改正）</u></li> </ul> </div>

改正後	改正前
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>有価証券</b>  <b>(市場価格のない株式等の減損処理)</b></p> <p>5. <u>市場価格のない株式等</u>について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額（通常は、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じることにより算定される。）が著しく低下したときは相当の減額を行わなければならないが、当該財政状態が悪化しているかどうかの判断にあたっては、四半期会計期間末までに入手し得る直近の財務諸表を使用する。なお、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明した場合には、直近の財務諸表に当該判明した事項を加味することが望ましい。</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>有価証券</b>  <b>(時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理)</b></p> <p>5. <u>時価を把握することが極めて困難と認められる株式</u>について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額（通常は、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じることにより算定される。）が著しく低下したときは相当の減額を行わなければならないが、当該財政状態が悪化しているかどうかの判断にあたっては、四半期会計期間末までに入手し得る直近の財務諸表を使用する。なお、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明した場合には、直近の財務諸表に当該判明した事項を加味することが望ましい。</p>
<p><b>開示</b></p> <p><b>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</b></p> <p>80. 会計基準第19項(21)及び第25項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであ</p>	<p><b>開示</b></p> <p><b>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</b></p> <p>80. 会計基準第19項(21)及び第25項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであ</p>

改正後	改正前
<p>り、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。</p> <p>(1) 資産の控除科目として表示されていない貸倒引当金の記載</p> <p>(2) 子会社の決算日に変更があり、かつ四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に変更があった旨及びその内容</p> <p>(3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項</p> <p>ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。</p> <p>① 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額</p> <p>② 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額</p>	<p>り、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。</p> <p>(1) 資産の控除科目として表示されていない貸倒引当金の記載</p> <p>(2) 子会社の決算日に変更があり、かつ四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に変更があった旨及びその内容</p> <p>(3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項</p> <p>ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。</p> <p>① 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額</p> <p>② 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額</p>

改正後	改正前
<p>③ デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益</p> <p>④ <u>時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、四半期貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額</u></p>	<p>③ デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b><u>(2019年改正適用指針)</u></b></p> <p><u>81-8. 2019年改正の本適用指針(以下「2019年改正適用指針」という。)の適用時期は、2019年改正の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「2019年改正金融商品会計基準」という。)と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><u>81-9. 前項にかかわらず、2019年改正適用指針の適用初年度においては、第80項(3)④の注記を要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><b>議 決</b></p> <p>82-8. <u>2019年改正適用指針は、第411回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>有価証券</b></p> <p><b>(有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法)</b></p> <p>85. 有価証券の減損処理は、年度末においては切放し法のみであるが、四半期会計期間末においては、関連諸制度との整合性も考慮し、継続適用を条件として、四半期切放し法と四半期洗替え法のいずれかの方法を選択適用することができることとした(第4項参照)。</p> <p>なお、第4項にいう「時価等」には、<u>時価</u>だけでなく、<u>実質価額</u>を含むものとする。</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>有価証券</b></p> <p><b>(有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法)</b></p> <p>85. 有価証券の減損処理は、年度末においては切放し法のみであるが、四半期会計期間末においては、関連諸制度との整合性も考慮し、継続適用を条件として、四半期切放し法と四半期洗替え法のいずれかの方法を選択適用することができることとした(第4項参照)。</p> <p>なお、第4項にいう「時価等」には、<u>市場価格又は合理的に算定された価額</u>だけでなく、<u>実質価額</u>を含むものとする。</p>
<p><b>(市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の減損処理)</b></p> <p>86. <u>市場価格のない</u>子会社株式及び関連会社株式の減損処理の検討にあたっては、一般には、当該子会社及び関連会社の事業計画</p>	<p><b>(時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の減損処理)</b></p> <p>86. <u>時価を把握することが極めて困難と認められる</u>子会社株式及</p>

改正後	改正前
<p>等を入手することにより、より実態に即した実質価額を算定することが、それ以外の株式に比べ容易であると考えられることから、直近の貸借対照表には反映されていない四半期会計期間末における資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した実質価額を、可能な限り四半期会計期間ごとに算定することが望ましいものと考えられる（第5項参照）。</p>	<p>び関連会社株式の減損処理の検討にあたっては、一般には、当該子会社及び関連会社の事業計画等を入手することにより、より実態に即した実質価額を算定することが、それ以外の株式に比べ容易であると考えられることから、直近の貸借対照表には反映されていない四半期会計期間末における資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した実質価額を、可能な限り四半期会計期間ごとに算定することが望ましいものと考えられる（第5項参照）。</p>
<p><b>開 示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</b></p> <p>116. <u>2019年改正適用指針では、2019年改正金融商品会計基準第40-2項(3)で「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に関する注記が新たに求められたことに伴い、当該注記事項の開示項目の中でも特に有用性の高いと考えられるものを追加することとした。</u></p>	<p><b>開 示</b></p> <p><b>注記事項</b></p> <p><b>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</b></p> <p>(新 設)</p>

以 上